
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号
令和 7 年 2 月 17 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	中	村	圭	介

令和 6 年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和 6 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和6年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れ（指摘事項）35件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】障がい福祉課（3件）、チャーがんじゅう課（3件）、保護管理課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（7件）、こども教育保育課（15件）、こどもえがお相談課（3件）

【消防局】総務課（1件）、警防課（2件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】障がい福祉課（3件）

補助金等の交付決定通知を受理したときは、当該歳入に係る法令及び契約書等関係書類に基づいて所定の調査を行い、適正であると認めたときには直ちに調定しなければならないことをグループ会議等で周知徹底します。また、各事務処理マニュアルにおいて、指摘事項に関連する部分の整備を行い、関係規則等を遵守し適正な事務処理に努めます。

【福祉部】チャーがんじゅう課（3件）

歳入を収入しようとする際に調定を行うよう課内へ周知し、事務処理手順を再確認します。さらに事務引継書やマニュアルの再整備を行い、今後とも関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【福祉部】保護管理課（1件）

メールや会議等で、関係法令等の確認を周知徹底するとともに、業務マニュアルや事務引継書への処理事項等明記、国庫負担金及び補助金においては、「国庫負担金、補助金等進捗管理簿」へ「調定起票日」欄を追加し、更に課内で当該管理簿の共有化を図り、チェック体制を整え、再発防止に努めて参ります。

【こどもみらい部】 こども政策課（7件）

歳入調定事務については、那覇市会計規則を遵守し適正な事務処理を行うよう課内職員へ周知徹底を図るとともに、引継ぎ資料に加え、口頭でも担当者と共有を図ります。

【こどもみらい部】 こども教育保育課（15件）

歳入調定の漏れが生じないように、調定期等事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【こどもみらい部】 こどもえがお相談課（3件）

補助金の管理一覧表やスケジュール表を作成し、決裁権者等によるチェック体制の整備を行うとともに、今後は関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】 総務課（1件）

国及び県からの補助金の歳入調定日については、交付決定日に基づくことを課内職員に再度周知し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】 警防課（2件）

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当と係長によるダブルチェックを行うことで再発防止につなげます。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）23件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあった。

同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行いたい。

【福祉部】 ちゃーがんじゅう課（1件）

【こどもみらい部】 こども政策課（3件）、こどもみらい課（5件）、こども教育保育課（10件）、子育て応援課（1件）、こどもえがお相談課（1件）

【消防局】 予防課（2件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（１件）

事務処理手順の再確認およびその周知やマニュアルの再整備を行い、チェック体制を強化し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】こども政策課（３件）

関係規則を遵守し、調定を行った場合には速やかに調定決定調書兼通知書により会計管理者に通知するよう課内職員へ周知を図るとともに、適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こどもみらい課（５件）

歳入の調定については、会計規則に基づき調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならないことを改めて課内で周知を図りました。また、歳入事務について、関係法令等の理解を深め、再発防止に努めてまいります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（１０件）

那覇市会計規則に基づき、調定決定調書兼通知書を速やかに会計管理者へ提出するよう、調定期等事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【こどもみらい部】子育て応援課（１件）

今回の指摘事項については、職員の失念によるものであるため、同様の事例が職員の認識不足や失念等で生じることがないように課内職員に関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めるよう周知しました。今後は、課内で管理体制を強化し、再発防止に努めます。

【こどもみらい部】こどもえがお相談課（１件）

今回の指摘事項について、課内で事例共有及び注意喚起を行い、今後の歳入事務において、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】予防課（２件）

調定決定調書兼通知書を作成した際は、速やかに会計管理者へ送付するとともに、通知漏れがないよう記録を残し、送付後に二重チェックを行うことで再発防止に努めます。

今後は、関係規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）12件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

【健康部】国民健康保険課（1件）、保健総務課（4件）、健康増進課（2件）

【こどもみらい部】こども政策課（2件）、こども教育保育課（2件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

やむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約成立確定後に契約の履行を請求することといたしました。今後の契約事務に当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行ってまいります。

【健康部】国民健康保険課（1件）

本件事案について、課内で注意喚起を図るとともに、決裁ライン（担当者、グループ長及び管理職）において適宜事務の進捗を管理し、適切に契約事務が執行できるよう、体制を整えてまいります。

【健康部】保健総務課（4件）

契約の事前調整を速やかに行い、相手方である検査機関や団体へも協力を求めながら、契約の始期までに契約が成立できるよう努めます。

【健康部】健康増進課（2件）

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約相手方である医療機関や団体との事前調整を十分に行い、今後は追認事項を設けることなく、契約始期までに契約成立できるよう努めてまいります。

【こどもみらい部】こども政策課（2件）

追認条項を設けずに済むよう、各事業者と事前に契約書内容を調整するなどし、契約履行開始日までに契約締結できるよう取り組みます。

【こどもみらい部】こども教育保育課（２件）

随意契約相手方と事前調整を十分に行い、契約時期までに契約が成立できるよう、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

エ 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項） ５件

次の課の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっているものがあった。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】福祉政策課（１件）、ちゃーがんじゅう課（１件）

【健康部】保健総務課（２件）

【こどもみらい部】こども教育保育課（１件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】福祉政策課（１件）

当該指摘事項を受けた際、グループ会議にて那覇市会計規則に従い、期間内に精算処理を行うことと、年度末の人事異動時の引継ぎ事項においても当該指摘事項を確認するよう注意喚起を行いました。

今後の給付金事業においても同様な事項が発生しないよう、引き続き職員に適正な事務処理について周知すると共に、資金前渡の処理の管理に努めてまいります。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（１件）

那覇市会計規則に定める期限内の精算を確実にを行うよう課内周知いたしました。今後の精算事務に当たっては、財務会計システム上の「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的にチェックし、関係規則を十分に確認しながら適正な事務処理に努めてまいります。

【健康部】保健総務課（２件）

今回の指摘事項を受け、会計規則を遵守し、定められた期間内に確実に精算を行うよう庁内システムのスケジュール管理機能等を活用し、遅延の防止に努めております。精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（１件）

当該指摘事項については、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

オ 予定価格の設定漏れについて（指摘事項） 5 件

次の課の契約業務については、予定価格が設定されていないものがあった。

当該契約業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）、こども教育保育課（1 件）

【消防局】警防課（2 件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

同様の事項が起きないように担当職員のみならず、グループ長においても、改めて契約規則等関係規則やマニュアル等の確認を行い、適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）

同様なことが起きないように課内に周知するとともに、担当、G 長、課長などの起案や各決裁段階でも再度チェックし適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

指摘事項については、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【消防局】警防課（2 件）

課内での事例共有及び注意喚起を行い、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等

【健康部】

○ 保健総務課

ア 概算払における精算事務の遅れについて（指摘事項）

令和5年度全国政令市衛生部局長西ブロック会議（九州地区）の旅費（交通費・日当等）については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

概算払の精算については、那覇市会計規則第62条第1項において、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨定めている。

概算払の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を受け、会計規則を遵守し、定められた期間内に確実に精算を行うよう庁内システムのスケジュール管理機能等を活用し、遅延の防止に努めております。精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

○ 健康増進課

ア 1者見積による随意契約について（指摘事項）

令和5年4月新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター・入力業務委託は、令和5年度においても引き続き事業実施が決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し随意契約を締結しているが、1人の者からしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第23条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないよう課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 委託契約の自動更新における債務負担行為の設定について（指摘事項）

成人風しん抗体検査及び予防接種業務委託は、全国知事会と公益社団法人日本医師会が委託契約を締結し、那覇市は沖縄県に委任状を提出することで、当該業務委託を実施している。

当該委託契約は、「有効期間終了から1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は5回を限度とする」旨の契約条項を設け、那覇市においては債務負担行為の設定をすることなく、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】

○こども政策課

ア 業務委託契約の完了の確認について（指摘事項）

令和5年度みらいこども園等の冷房機・扇風機等保守点検業務委託については、令和5年11月末の契約期間終了後、受託業者から完了通知が提出されていないことを看過し、翌年2月末に至って受託業者へ連絡したところ、受託業者より一部業務を実施していなかったと報告があり、当該委託契約に基づき遅延損害金を徴収した上で履行期間を延長している。

また、令和6年3月に完了報告書を受領し、当該業務委託料を支出しているが、同年5月、新たに一部業務が実施されていないことが判明し、同年8月に全業務が完了している。

那覇市契約規則第50条第2項は、契約に係る給付の完了の確認のため、契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査する旨定めている。

業務委託契約の完了の確認に当たっては、関係規則を遵守し、完了の確認方法の改善を図るなど、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

今年度の同契約に関して、仕様書に報告書を検査の都度提出するよう
にとの文言を追加し、かつ当課からも定期的に提出を電話、メールなど
で促すようにし、履行漏れ確認漏れがないようにしています。

○こどもみらい課

ア 予定価格の適正な設定について（指摘事項）

認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託について
は、入札公告時点で当初予算数量から減になっていることを把握してい
たにもかかわらず、再度見積りの徴取や積算の見直しを行わず、当初予
算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第 10 条第 2 項では、予定価格は、数量の多少などを
考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

予定価格の設定については契約規則に基づき、取引の実例価格・対象
園数等を入札直前に見積書の徴取を行い把握し、適正に積算して設定い
たします。

今後は、予定価格の設定及び入札について、契約規則を遵守し適正に
業務を行うよう努めます。

イ 契約に伴う支出負担行為書の確認漏れについて（指摘事項）

認可外償還払い電子申請受付システム構築委託契約において、支出負
担行為書は契約時に作成しているが、会計管理者の確認を受けていない。

那覇市予算決算規則第 26 条は、課長は、支出負担行為書を作成したと
きは、別表第 1 に定めるところにより、委託料が 500 万円以上のものは
当該支出負担行為書及び当該支出負担行為の成立に係る一連の書類につ
いて、速やかに会計管理者の確認を受けなければならない旨定めている。

契約に伴う支出負担行為書の作成に当たっては、関係規則を遵守し、
適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約に伴う支出負担行為書の会計管理者の確認について、予算決算規
則に基づき速やかに会計管理者の確認を受けなければならないことを改
めて課内で周知を図りました。

また、歳出事務について、関係法令等の理解を深め、再発防止に努め
てまいります。

ウ 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施にあたり、1人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

那覇市契約規則第23条は、随意契約をしようとする場合、2人以上の者から見積書を徴取することが原則となっており、1人の者から見積書を徴取することができる場合は例外であるから、例外に該当すると判断した根拠条文や適用理由を記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第23条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約事務等で例外の取り扱いをする場合は、起案文書の適用欄にその根拠条文や理由の記載を行うよう職員に周知を行いました。

また、起案文書について適正に点検及び審査するため、課長をはじめとする決裁を行う職員は、改めて関係法令等の確認を行いました。今後、関係法令等の理解を深め、適正な点検及び審査に努めてまいります。

○こども教育保育課

ア 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、契約方法の根拠条文及び適用理由等の適正な意思決定を行うために必要な事項が記載されていないものが相当数あった。

さらに、随意契約の実施にあたり、1人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

起案文書は、行政機関の意思決定が適正に行われるために必要な事項を点検及び審査できるようにするための文書であるから、記載する必要がある根拠条文や適用理由は漏れなく記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第23条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約事務の執行に当たっては、那覇市契約規則に基づき適正に事務を行うよう、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修(OJT)を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

○子育て応援課

ア 振替により収入のあった歳入の調定遅れについて（指摘事項）

こども医療費助成金（現物給付）の返還金については、令和5年10月27日に当該歳入へ振替があったにもかかわらず、令和6年2月に遅れて調定している。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項について、歳入事務に当たっては関係法令、規則等を遵守し、適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図るとともに、同様の事例が生じないよう適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】

○ 警防課

ア 備品の管理について（指摘事項）

消防資機材賃貸借契約において、契約満了後の無償譲渡を受けた消防資機材について、備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第18条では、課長は、備品の寄附があったときは物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員（管財課長）に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない旨定め、さらに同規則第25条第2項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理については、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

備品管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うように、課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

○ 救急課

ア 上半期と下半期に分割して契約した随意契約について（指摘事項）

産業廃棄物処理業務委託契約については、物価高騰等へ柔軟に対応できるよう、上半期と下半期に分けて那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号を適用し、それぞれ同じ受託者と随意契約を締結している。

これら 2 件の契約は、委託内容が同じであることから 1 件の契約とすることが合理的であると思われ、その場合予算総額が同規則で定める随意契約の限度額 50 万円を超えることから、競争入札により契約を締結すべきだったと思われる。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

関係規則を遵守し、随意契約の限度額 50 万円を超える場合は競争入札を実施し、契約期間中に価格変更があった場合は変更契約で対応を行います。